

## 調査事業に係る事後評価記載様式

### 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

連携計画策定に向けての調査については、第3回協議会で承認をいただき、当法定協議会を適切に開催し、地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、地域公共交通に関する目標を設定し、目標を達成するための事業を具体的に検討する等、連携計画の策定に向けて必要な調査を行い計画事業の実施に向けて地域関係者との合意形成を図った。

### 連携計画策定調査の総合性・整合性

#### 1 調査の範囲

当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

市内の公共交通の現状等に係るデータ・資料を整理するとともに特に、65歳以上の高齢者の市民を対象にした住民要望等に係るアンケート調査や先進地事例アンケート調査等を実施することにより、地域における公共交通の問題点や課題などを幅広く把握した。

当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

地域の情勢や人口動態、人口分布、主要施設の配置状況、観光動態の状況等についてデータ収集・整理し、診療所バスやスクールバス等の有効活用も含め、市営有償バスからデマンド型乗合タクシーの見直し転換を検討しながら、全市的な公共交通のあり方や事業計画の実施に向けて問題点・課題の整理を行った。

#### 2 地域公共交通に関する目標の設定

地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

地域住民、交通事業者、行政等の関係者が協力して、移動手段の維持・確保に取り組むことを基本として、公共交通空白地域の解消や公共交通機関の利用者数の増加、高齢者の外出機会の促進等の計画目標を設定した。

上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

宇陀市総合計画(公共交通機関の充実)の内容を踏まえ、住民アンケート調査等の結果や地域の意見交換会の要望等を反映しており、整合性がある目標であると考えられる。(参考資料1:宇陀市総合計画抜粋第3章第3節)

#### 3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。  
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

現行の市営有償バス(定時定路線のコミュニティバス)の見直しを行い、効率的で利便性の高い運行形態を構築するため、平成22年4月から「デマンド型乗合タクシー」の実証運行を予定している。地域住民や交通事業者等の関係者との意見調整を十分に行った上で計画事業(案)を選定した。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<p>自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p>
<p>計画事業(「デマンド型乗合タクシー」)の内容については、関係者との検討の結果、具体的な計画に至ったものがある一方で、他の事業については、具体的なスケジュールを確定できなかった。今後は、各事業の進捗状況を踏まえつつ、詳細な検討を進めていく予定である。</p>
<p>事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p>
<p>デマンド型乗合タクシー事業の実施については、タクシー事業者への委託となるが毎月の実績報告により、利用状況を把握することとした。また、必要に応じて、利用者アンケート調査等を実施し効果・影響を把握することとする。</p>
<p>事業の実施主体が検討されたか。</p>
<p>各事業案の実施主体については、本協議会で十分に協議され関係者等の合意が形成された。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p>
<p>平成22年度において計画している「市営有償バス」及び「デマンド型乗合タクシー」の実証運行に係る負担については、国費のほか行政が中心に財政支出を想定している。また、運賃等については、各区の地域でバランスのとれた公平性のある利用者負担を検討することとしている。なお、平成22年2月に開催予定の宇陀市議会において予算案を提出し、審議してもらうことになっている。</p>
<p>住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p>
<p>地域と交通事業者と行政が一体となって、公共交通の利用促進や維持・確保に対する意識啓発を継続的に実施し、将来的には地域の住民等が自主的に取り組んでいく環境を整備していく予定である。</p>

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

## 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

### 1 協議会における審議体制等

協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

本協議会には、規約や各種規程等が策定されており、審議事項が明確に規定されている。第4回から第6回協議会においては、総合連携計画(事業計画)の策定に向けて必要な基本方針や計画目標及びそれに基づく具体的な施策や計画事業について協議し、了承されており審議体制は整っている。

また、協議会の組織内に専門部会(各区自治連合会長・老人クラブ連合会長、市関係所属部長等の市民代表者で組織)、分科会(市関係所属課長で組織)を設置しおり、慎重に審議される体制が整っている。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

各区地域協議会、地域住民との意見交換会や高齢者の市民を対象としたアンケート調査等を実施し、要望や調査結果等については協議会や専門部会、分科会で説明を行っており、住民の意見が調査事業に反映されている。

また、総合連携計画の策定にあたっては、宇陀市広報紙や協議会ホームページ等への掲載によって、広く市民等へ意見募集を行っている。

### 2 協議会における審議

調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

第3回協議会においては、総合連携計画策定調査事業の実施について承認され、それ以降の協議会(専門部会、分科会)においては、調査事業の進め方や実施状況が報告・審議された。(計4回開催予定)

開催予定については、年間スケジュール案を事前の提示しており、日程調整を容易にしている。また、会議資料については、開催日までに各委員あてに配布し、事前に内容を確認できるように配慮している。

協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

本協議会は、原則公開で開催されており、内容については市の広報誌やホームページに掲載し公開されている。

### 3 地域関係者の実質的な合意形成

地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

本協議会で調査事業の進め方や実施状況が報告・審議され、連携計画に掲げる計画事業について協議会のなかで審議・承認された。また、地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等についても実質的な合意が形成されている。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。



## 計画事業に係る事後評価記載様式(2年度目)

### 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

本協議会の合意に基づき事業選定した「市営有償バス」の実証運行事業を実施する中で、利用者の意見や前年度と本年度との利用実績数値を比較しながら、問題点や課題の検証と当該事業の継続や見直しの要否についての協議を行った。

また、本年度に見直し策定している総合連携計画では、「交通弱者の移動を保障できる公共交通サービスの展開」、「地域の実情に合わせた持続可能な公共交通体系の再構築」、「既存公共交通サービス改善などによる利用促進」、「地域住民、交通事業者、行政3者の協働による公共交通の維持」の4項目を基本方針とし、目標を達成させるための施策について検討を行った。

### 計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

事業計画に位置づけられた「市営有償バス」(榛原大野線、室生南部線、室生北部線の3路線)の実証運行事業を適切に実施した。また、公共交通利用促進活動事業についても、市のホームページや広報紙、定期的(4月と10月の年2回)に時刻表チラシ等の配布により、地域住民への周知徹底を図った。

### 具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

「市営有償バス」の実証運行事業については、毎月、各3路線ごとの実績集計を実施し、昨年度の利用実績と本年度の利用状況を比較しながら、当該事業の効率化や公共交通の利便性に対する満足度の向上等の評価を行った。(参考資料2:市営有償バスの運行実績表)

また、市民アンケート調査を実施する中で、地域住民や利用者等の公共交通施策に対する意見や要望を聴取しながら、事業の効果や影響とその評価・分析を行った。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

「市営有償バス」の実証運行事業については、廃止路線バスの代替輸送として実施されており、地域の高齢者や観光客の移動手段として利用されていることが確認されている。しかし、自宅からバス停までの距離が遠いことや運行回数が少ないことから、利便性が悪く、地域の実情に合っていないため、利用者も減少傾向となっている。

総合連携計画に掲げられている「高齢者への公共交通サービスの提供」、「公共交通の空白地域の解消」という目標を達成するために、新たな公共交通システム(デマンド型乗合タクシー事業)の見直しが必要とされる。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

<p>自立性・持続性</p>
<p>1 事業の本格実施に向けての準備</p>
<p>実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p> <p>「市営有償バス」の実証運行で、利用者数の減少幅が大きい「室生南部線」と「室生北部線」については、運行の効率化が良くないことから一時(1年間程度)、運休とし、代替手段として「デマンド型乗合タクシー」導入の検討を行った。</p> <p>また、「榛原大野線」については、昨年から増加傾向にあり他の路線よりも比較的に利用者が確保されている。今後もある程度、利用者数の増加が見込めると判断したため、運行回数を現行の6便から10便へ増便する等、利用者の利便性(乗り継ぎサービス)を図る方向で検討を行った。</p>
<p>実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。</p> <p>平成22年度事業の実施については、「市営有償バス」の見直し(「榛原大野線」の増便継続と「室生南部線」、「室生北部線」の運休)とデマンド型乗合タクシー事業(室生南部線、室生北部線の代替事業)の実施を計画するものである。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p> <p>平成22年度において「市営有償バス」及び「デマンド型乗合タクシー」の実証運行事業を実施するにあたっては、国費(地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金)のほか、宇陀市からの財政支援を受けるといことで合意形成されており、平成22年2月に開催予定の宇陀市議会において予算案を提出し、審議してもらうことになっている。</p>
<p>住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。</p> <p>平成22年度における「市営有償バス」及び「デマンド型乗合タクシー」の実証運行事業の実施に際しては、地域の事情により協力金等の拠出を求めることが難しいことから、当該事業については前年度と同様に各地域事情に応じた料金体系を継続し実施することとなっている。次年度以降については、実証運行事業の実績を観察しながら、事業の見直しや地域協力金等の拠出についての協議を行うこととする。</p> <p>また、地域住民と交通事業者と行政が一体となって、公共交通の利用促進や維持・確保に対する意識啓発を実施し、将来的には地域の住民等が自主的に取り組んでいく環境を整備していく予定である。</p>
<p>当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。</p> <p>本協議会の専門部会や分科会、住民意見交換会等において、「市営有償バス」や「デマンド型乗合タクシー」等の事業等を継続的に安定して本格運行するためには、運賃料金の設定や地域住民による運行協力金等の拠出が必要となることを説明しており、本格運行への実施については、事業の効果や利用実態を観ながら協議を行うこととなっている。</p>

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

## 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

本協議会には、規約や各種規程等が策定されており、協議事項は、総合連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他協議会において必要と認めた事項と規定されている。

また、平成21年4月1日からは、本協議会の拡充強化を図るため、組織内に専門部会と分科会を設置し、委員構成についても、地域住民や関係者等の意見を幅広く聴取するために、各区自治連合会長、各区老人クラブ連合会長や商工会、鉄道事業者、市関係部局課長等を含めた新しい組織体制を再編成している。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか  
(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

本協議会の構成員には、市内の自治会長、老人クラブ会長等が含まれているほか、計画事業の進め方を協議会で協議した上で、「市営有償バス」等の実証運行を実施するとともに、その実施結果については協議会で報告を行って質問や意見を受け付けており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

第3回協議会においては、新組織の編成案、事業計画案及び予算案が提案され審議された。また、第4回から第6回協議会では、総合連携計画及び総合事業計画(デマンド型乗合タクシー事業等)の見直しなどの協議が行われており、同6回協議会で、計画事業(「市営有償バス」)の報告や自己評価の審議がされたほか、計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されている。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

本協議会の規約において、議事の傍聴は原則可能であること、議事内容は「宇陀市ホームページ」において会議開催後、速やかに公表しており、当該規約に則って協議会の関係資料が開示されている。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

本協議会において計画事業の内容、実施した事業に係る結果の取りまとめや自己評価報告案が報告・審議され、「市営有償バス」及び「デマンド型乗合タクシー」の実証運行については、必要に応じて見直しを行いながら来年度以降についても実証運行を実施することについて合意が得られた。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。